

令和5年3月28日

**消費者支援群馬ひまわりの会と株式会社足利銀行との間で  
差止請求に関する協議が調ったことについて**

消費者契約法第39条第1項の規定に基づき、下記の事項を公表する。

**記**

**1. 協議が調ったと認められるものの概要**

**(1) 事案の概要**

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者支援群馬ひまわりの会（以下「消費者支援群馬ひまわりの会」という。）が、株式会社足利銀行（以下「足利銀行」という。）に対し、「ATMカードローン取引規定」第12条第1項第7号（以下「本件条項」という。）において相続の開始があったときを期限の利益喪失事由とすることは消費者契約法第10条<sup>(※)</sup>に規定する消費者契約の条項に該当して無効であるとして、本件条項を削除することを求めた事案である。

**(※) 消費者契約法**

（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）

第十条 消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

注）上記の差止請求が行われた日現在の規定

**(2) 結果**

消費者支援群馬ひまわりの会は、令和3年10月7日付で、足利銀行に対する申入れを開始し、足利銀行は、同年11月11日付で、消費者支援群馬ひまわりの会に対し、本件条項を削除することについて連絡した。

その後、消費者支援群馬ひまわりの会は、本件条項が削除されていることを確認し、令和4年8月8日、申入れを終了した。

**2. 適格消費者団体の名称**

特定非営利活動法人消費者支援群馬ひまわりの会（法人番号7070005005295）

### 3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社足利銀行（法人番号 9060001000002）

### 4. 当該事案に関する改善措置情報<sup>(※)</sup> の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことを行う（消費者契約法施行規則第14条、第28条参照）。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9165

URL：[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/index.html](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html)